



島根県報

平成26年4月1日（火）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第210号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野372番地先から同373番1地先まで	前	メートル 8.60～ 14.40	メートル 40.30	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	12.00～ 17.30	40.30			
"	"	松江市八雲町熊野4511番10地先から同340番5地先まで	前	9.85～ 18.10	205.00	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	11.80～ 30.40	205.00			
"	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和790番4地先から同579番1地先まで	前	5.60～ 10.80	336.00	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	8.70～ 17.00	333.00			
"	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮913番4地先から同903番5地先まで	前 A	3.00～ 15.90	269.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害防除工事 ダブルウェイ 拡幅	
			後	A	3.40～ 15.90			269.00
				B	7.60～ 30.80			260.90
"	出雲路自転車道線	出雲市灘分町1874番地先から同町1982番地先まで	前	2.80～ 3.30	464.00	出雲県土整備事務所	減幅 仮設道撤去	
			後	2.80	464.00			

〃	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷 1879番14地先から同 3517番1地先まで	前	A	3.30～ 31.50	578.00	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.50～ 48.00	450.00		
		江津市桜江町谷住郷 1879番14地先から同 1971番1地先まで	後	B	8.50～ 48.00	450.00		